

鳴門市災害時要援護者避難支援登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳴門市災害時要援護者避難支援プランの規定に基づき、高齢者や障がい者等が、災害時又は災害の発生するおそれのあるとき(以下「災害時等」という。)に、迅速かつ的確な避難等の支援が地域の中で受けられる体制を整備することにより、平常時も安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要援護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者のうち、災害時等において地域での支援(以下「支援」という。)を希望する市内に居住している在宅の者で、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3以上に該当する者

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の規定による1級又は2級に該当する者

(3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に基づく療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度がAに該当する者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害程度の等級が1級に該当する者

(5) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者

(6) 前各号に掲げる者のほか、災害時等において支援が必要と認められる者

2 この要綱において「避難支援者」とは、要援護者の近隣に居住し、普段から見守り、災害時等において可能な限りの情報伝達、安否確認、避難誘導等の支援を行う者であって、かつ、支援を行うために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

3 この要綱において「地域支援機関」とは、民生委員・児童委員及び要援護者の個人情報を共有することについて鳴門市災害時要援護者の個人情報の取り扱いに関する協定書(様式第1号)を締結した自主防災会であって、要援護者に対しそれに掲げる支援を行うものをいう。

(1) 第5条第1項に規定する個別支援計画の作成

(2) 災害時等における情報伝達、避難誘導及び安否確認

(3) 前号に規定する活動を容易にするために平常時において行う声掛け、安否確認及び相談への対応

4 この要綱において「地域支援者」とは、前2項に掲げる支援を行うものをいう。

5 この要綱において「災害」とは、土砂災害、台風、暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他異常な自然現象又は火事若しくは爆発により生ずる被害をいう。

(要援護者の把握)

第3条 要援護者は、次に掲げる方法により把握するものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する者の情報は、要介護認定情報により把握する。
- (2) 第2条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する者の情報は、各種障害者手帳交付台帳により把握する。
- (3) 第2条第1項第5号に規定する者の情報は、住民基本台帳により把握する。
- (4) 前各号に規定する者のほか、地域支援機関が見守り活動を行った際に要援護者の情報を収集することにより把握する。

(要援護者の登録)

第4条 要援護者は、支援を受けるために鳴門市災害時要援護者避難支援登録申請書兼同意書(様式第2号)を市長に提出するものとする。この場合において、要援護者は、避難支援者を記載する場合は、あらかじめその者の同意を得なければならない。なお、要援護者が登録について同意の判断をすることができない時は、成年後見人又は家庭裁判所により認められた保佐人、補助人若しくは2親等以内の家族の同意のもとに登録するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を円滑に行うため、地域支援機関の協力を得て、要援護者の把握及び登録のために必要な調査を行うことができる。
- 3 市長は、前2項の情報をもとに災害時要援護者登録台帳(様式第3号。以下「要援護者台帳」という。)を作成し、保管するものとする。

(個別支援計画)

第5条 市長は、要援護者の登録を行った者(以下「登録者」という。)の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、地域支援機関の協力により、登録者ごとに災害時要援護者避難支援計画(様式第4号。以下「個別支援計画」という。)を作成するものとする。

- 2 市長は、個別支援計画を作成するため、要援護者台帳の情報を地域支援機関に提供することができるものとする。
- 3 地域支援機関は、前項の規定により情報の提供を受けた場合は、当該情報をもとに作成した個別支援計画を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、個別支援計画の情報を要援護者台帳に追加するものとする。
- 5 個別支援計画は、市長が保管し、その写しを登録者及び地域支援者がそれぞれ保管する。

(登録事項の変更)

第6条 登録者は、個別支援計画の記載事項に変更を生じたときは、鳴門市災害時要援護者避難支援登録変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、個別支援計画の変更箇所を修正するとともに、地域支援者が保管する個別支援計画の写しを差し替え、変更前の個別支援計画の写しを回収するものとする。

(登録の取消)

第7条 登録者は、要援護者台帳からの登録の取消を求める場合には、鳴門市災害時要援護者避難支援登録取消届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに要援護者台帳から登録を取り消すとともに地域支援者が保管する個別支援計画の写しを回収するものとする。
- 3 市長は、登録者が次に掲げるいずれかに該当する場合には、要援護者台帳から登録を取り消すとともに、地域支援者が保管する個別支援計画の写しを回収するものとする。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 市外に転出したとき。
 - (3) 入院又は入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき。
 - (4) 第2条第1項の要件に該当しなくなったと認められるとき。

(地域支援者の義務)

第8条 地域支援者は、鳴門市個人情報保護条例(平成16年条例第2号)の規定に基づき、第2条第2項及び第3項に掲げる支援以外の目的のために個別支援計画の写しを利用してはならない。

- 2 地域支援者は、個別支援計画の写しに記載された個人情報及び支援を行う上で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。また、支援をする役割を退いた後も同様とする。
- 3 地域支援者は、個別支援計画の写しを紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が避難支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。
- 4 地域支援者は、個別支援計画の写しを紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(登録者の努力目標)

第9条 登録者は地域支援者及び地域の住民との間に良好な関係を保つよう努めるものとする。

- 2 登録者は、災害時等においては、自主的な避難を心掛けるとともに、地域支援者による支援が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(市の責務)

第10条 市長は、要援護者の災害時等における生命の安全を確保するため、登録の円滑な促進を図り、地域支援機関との連絡調整及び協力体制を確保しなければならない。

(所管)

第11条 要援護者の登録その他要援護者の避難支援に係る事務は、健康福祉部長寿介護課及び社会福祉課において処理する。

(制度の周知)

第12条 市長は、広報等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

- 2 地域支援機関は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第13条

この要綱の定めるものほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。